

【第1回審議会等における主な意見の概要】

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく検討事項

1 交通対策

- 国道4号、伊達桑折IC出口の交通負荷が心配される。
  - 路線バスが渋滞に巻き込まれないか。
  - 駐輪場は充分か。
- (関係機関から)
- 開店当初は国道4号等周辺道路の交通渋滞発生が容易に予想されることから、車両の円滑な誘導等について十分配慮願いたい。
  - 開店以降、周辺道路に渋滞が発生した場合は、関係機関と調整願う。

2 防犯対策

- (関係機関から)
- 防犯カメラの設置、敷地内の定期的な見回りや声がけ等、配慮されている。

3 騒音対策

- 隔地駐車場の騒音対策は充分か。
- (関係機関から)
- 実行可能な騒音対策を実施すること。

4 廃棄物対策

- (関係機関から)
- ごみの減量化及びリサイクルに向けて取り組むこと。

5 街並みづくり

- (関係機関から)
- 支障はないと判断している。

【答申(案)への反映イメージ】

【新設届出に対する意見】

指針に照らし、設置者が示した対応が不十分と判断される事項はないため。

「なし」とする。

【個別的要望】

周辺環境から交通の負荷が高く、交通対策には特に注意を要するため。

○交通に係る事項

- ア 届出の予測と開店後の実態が乖離し、周辺道路の交通渋滞をはじめとした周辺地域の生活環境への悪影響が引き起こされる場合には、原因の調査分析を行ったうえ、誘導方法の見直しや改善などの対策を講じて、迅速な解消に努めること。
- イ 隔地駐車場を含む店舗敷地内の歩行者及び通行車両の安全対策を徹底すること。

【一般的要望】

周辺生活環境の保持の観点から、引き続き一般的な配慮事項について適切な対策を求める必要があるため。

ア 総合的事項

- (ア) 周辺地域の生活環境保全に関するトラブルを生じさせないように、苦情等の問題の未然防止に万全を期すこと。
- (イ) 周辺地域の生活環境保全に関する苦情等の問題が発生した場合は、迅速かつ適正な対策を講じ、誠意ある対応を行うこと。

イ 交通に係る事項

- (ア) 来退店車両による周辺道路の混雑緩和の対策に万全を期すこと。
- (イ) 交通事故防止及び交通安全の対策に万全を期すこと。

ウ 防犯・防災に係る事項

- (ア) 少年非行防止及び犯罪発生防止の対策に万全を期すこと。
- (イ) 自治体の防災対策に必要な協力を行うこと。

エ 騒音の発生に係る事項

騒音発生の防止又は緩和の対策に万全を期すこと。

オ 廃棄物に係る事項

廃棄物の処理及び減量化、リサイクル推進に関する適切な対応に努めること。

カ 街並みづくり等への配慮等に係る事項

- (ア) 景観等周辺の街並みとの調和を図るよう努めること。
- (イ) 照明による光により、周辺生活環境に影響が出ることがないように万全を期すこと。

